

公示第4号
公示第3号
最終改正 平成19年5月28日

焼津港における船舶と陸地との間の交通場所並びに 貨物の積卸場所の指定について

焼津港における関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成17年4月1日

清水税関支署長 山本 浩

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
(1) 外港北岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(2) 外港西岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(3) 第1船渠西岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(4) 第2船渠1号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(5) 第3船渠小石川北岸壁（80m岸壁を除く）にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(6) 新屋西岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(7) 城之腰南岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(8) 外港南岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁
(9) 城之腰西岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げるけい留岸壁

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
(1)第1船渠西岸壁	焼津市中港2丁目161-3、 186-4、187-1、 187-4、188-1、 189-2、239-2、 247-4、249-1、 250-1、253-2、 254-2、255-1、 256-2、263-1、 264-3、264-4、 266-2、	

場所の名称	所在地	備考
(2)外港北岸壁	焼津市中港6丁目1225	
(3)外港西岸壁	焼津市中港6丁目1226	
(4)新屋西岸壁	焼津市新屋字新川438-9、 438-10、 北浜通字下側96-18	
(5)城之腰南岸壁	焼津市北浜通字下側96-21	
(6)第3船渠小石川北岸壁 (ただし、80m岸壁を除く。)	焼津市中港2丁目	船用品、携帯品 及び別託送品 に限る。
(7)第2船渠1号岸壁	焼津市中港3丁目1221、 708-2、709-1、 709-4	船用品、携帯品 及び別託送品 に限る。
(8)外港南岸壁	焼津市中港6丁目1226	
(9)城之腰西岸壁	焼津市城之腰269-11	

(注)「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。